

和歌山城天守閣の供用時間外の貸切利用に関する運用方針

制定令和5年1月4日

(趣旨)

第1条 この運用方針は、公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が、和歌山市の許可を受けて、和歌山城天守閣（以下「天守閣」という。）を供用時間外に貸し出し、事業者等による夜間の魅力創出に向けた利用（以下「貸切利用」という。）に供するために必要な基準を定める。

(財団の責務)

第2条 財団は、天守閣を供用時間外に貸し出す際は、和歌山城条例（昭和33年条例第41号以下「条例」という。）及び次の各号を遵守し、天守閣の管理運営に努めなければならない。

- (1) 入場者の安全の確保
- (2) 施設及び展示品等の保全
- (3) その他和歌山市から指示のあった事項

(申請者)

第3条 和歌山城天守閣を貸切利用できるのは次のいずれかに該当し、良識を持って施設を利用することのできる事業者等とし、個人による私的な目的での利用は対象外とする。

- (1) 実施しようとする事業の運営や販売を業として行っている事業者
- (2) 文化振興、観光振興及び和歌山城のにぎわい創出に寄与する個人又は団体

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、条例及び財団の指示に従うと共に、関係法令及び別紙「遵守事項」の内容を遵守しなければならない。

- 2 事業者等は、財団又は和歌山市からの求めがあった場合は、事業の効果や実績に関する資料を提出し、効果検証に協力すること。

(利用場所の制限)

第5条 事業者等は、次の場所を利用することはできない。また、御手洗については、財団職員等と共同で利用すること。

- (1) 事務所及び倉庫
- (2) 収蔵庫
- (3) 地階（倉庫及び埋門への通路）
- (4) その他施設の管理上必要な箇所

- 2 利用を承認された場所であっても、既存の工作物等（展示ケース等）を移動することはできない。ただし、軽微なもの（長椅子等）を除く。

- 3 前項の軽微なものを移動させる場合であっても、天守閣の外へ移動させることはできない。

(事業者等の利用可能日時)

第6条 事業者等が天守閣を貸切利用できる日時は、天守閣の休場日及び開場時間外とする。ただし、和歌山市及び財団の管理運営上支障があると認められる場合はこの限りでない。

(利用の対象となる事業)

第7条 天守閣の貸切利用の対象となる事業は、文化振興又は観光振興若しくは和歌山城のにぎわい創出に寄与するもので、次のいずれかに該当する市のシンボルである和歌山城に相応しいと認められる事業とする。【別紙事例を参照】

- (1) 文化事業
- (2) 高付加価値事業
- (3) その他和歌山市への誘客、経済効果が見込まれる事業

2 前項の事業の内容には、和歌山城や和歌山市の魅力や特徴を取り入れたものを推奨する。
(禁止行為)

第8条 次のいずれかに該当する行為を含むものは、天守閣の貸出しを行わない。

- (1) 和歌山城の文化的価値や品位を傷つけ、正しい理解を妨げるおそれのあるもの【別紙事例を参照】
- (2) 建物、資料その他の物品を損傷し、又は滅失するおそれのあるもの
- (3) 飲食を伴うもの
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの（ただし、宗教活動については、形式的又は儀礼的に行うものを除く）【別紙事例を参照】
- (5) 特定個人への誹謗中傷に繋がるおそれのあるもの
- (6) 和歌山市暴力団排除条例に違反するもの
- (7) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるもの
- (8) その他財団及び和歌山市が適当でないと認めるもの

(貸切利用料)

第9条 事業者等は、天守閣の貸切利用料として、別表1に定める基本料金及び天守閣入場料に相当する料金の合計に消費税額を加えた金額を財団へ支払わないといけない。

○ 計算式 (基本料金 + 天守閣入場料に相当する料金) × 1.1

2 事業者等は、営利を目的に天守閣を貸切利用しようとする場合は、前項の計算式の基本料金の、別表2に定める割合を乗じて得た額を加算した金額を財団へ支払わないといけない。

3 貸切利用料は前納とし、申請時の利用時間を超える利用や入場者があった場合は、別途利用料を請求する。

4 支払済の利用料は還付しない。ただし、事業者等の責めによらない理由で貸切利用ができなくなった場合はこの限りでない。

(施設維持管理費への還元)

第10条 財団は、貸切利用により得られた利益を和歌山城の維持管理費等に還元しなければならない。

(利用の申請)

第11条 貸切利用を希望する事業者等は、あらかじめ「和歌山城天守閣の貸切利用申請書(様式第1号)」を、利用日の2週間前までに財団へ提出し、その承認を受けなければならない。

2 財団又は和歌山市は、前項に定める申請においては、必要と認める書類を添付させることができる。

3 承認を受けた事項を変更しようとするときは、申請者は速やかに財団と協議し、変更内容を書面で提出しなければならない。

4 貸切利用の申請をしようとする事業者等は、必ず財団との事前協議、現地確認をしなければならない。

(利用の承認等)

第12条 財団は、前条の規定による事業者等との事前協議の内容を精査し、和歌山市の確認を受けなければならない。

2 財団は、事業者等からの貸切利用の申請があったときは、和歌山市に対して、和歌山市公有財産規則（平成15年規則第72号）による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

3 財団は、和歌山市からの行政財産の目的外使用許可を受けてから申請者に「和歌山城天守閣の貸切利用承認書（様式第2号）」を交付する。

4 財団は、前項において、財団又は和歌山市が必要と認める場合は、利用について条件を付すことができる。

(利用の不承認等)

第13条 財団は、第8条に該当するおそれがある事業については、第11条の規定による申請を承認しない。

(目的外利用の禁止等)

第14条 利用の承認を受けた事業者等は、承認等を受けた目的以外に利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の承認等の取消し等)

第15条 財団は、本運用方針に定める内容に違反のある場合又は事業者等が偽りその他不正な手段によって利用の承認等を受けたことが判明した場合若しくは天守閣の管理上やむを得ない事態が生じた場合は、承認等をした事項を変更し、又は利用の停止を命じ、若しくは承認等を取り消し、天守閣から退館させることができる。

2 前項の規定により承認等をした事項を変更し、又は利用の停止を命じ、若しくは承認等を取り消し、天守閣から退館させた場合において、事業者等はこれによって生じた損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第16条 事業者等又は入場者が、故意又は過失により和歌山城公園内の建物、資料その他の物品を損傷し、又は滅失した場合は、事業者等はこれを原状に復し、損害が生じた場合は財団又は和歌山市に損害を賠償しなければならない。

2 事業者等の責めによる理由で、入場者又は第三者に損害が生じた場合は、事業者等が負担する。（入場者等を天守閣まで誘導する場合に生じた損害を含む。）

(その他)

第17条 この運用方針に定めるもののほか、必要な事項は、和歌山市と協議の上、財団が別に定める。

附 則

この運用方針は、令和5年1月4日から施行する。

別紙「遵守事項」

実施事業者は、財団の指示、関係法令及び次の内容を遵守すること。

- 天守閣内で実施する事業の内容については、財団との事前協議の結果を確認し、必要な補正等を行った上で、利用申請すること。
- 天守閣内の利用する場所は、事業の内容により、財団と協議の上で決定すること。
- 天守閣内に設営できる工作物等は、容易に取り外し、撤去できるものとし、利用後は清掃に努め、原状復旧の上、財団職員の確認を受けること。
- 事業の実施に必要な物品（備品、消耗品類）は全て実施事業者が用意するものとし、天守閣内の物品は貸与しない。（ただし、明らかに他者が利用しない長椅子等を除く。）
- 天守閣では、設営等に要する荷物等の一時預かりは原則として行わない。ただし、やむを得ない理由により、天守閣内の指示された場所に一時的に荷物等の保管が必要な場合は、実施事業者の自己責任の元での保管とする。
- 天守閣の利用中は、財団職員と連携し、災害発生時の役割分担、利用場所内の管理、賠償責任保険等への加入、天守閣までの往復路を適切に誘導するなど、入場者の安全確保に努めること。
- 実施する事業の内容により、消防署の許可等が必要な場合は、事業者等が自身で必要な許可等を取得し、財団の指示があれば、許可書の写しを提出、天守閣内へ掲示をすること。
- 事業者等の持ち込む設備等にかかる電気使用料、水道料金等は、軽微なものを除いて実施事業者の負担とする。（天守閣内への発電機等の持ち込みは禁止する。）
- ゴミなどは必ず持ち帰り、実施事業者の負担により処分すること。
- 車両の駐車場所等は実施事業者により確保すること。
- 遺構や建物、公園設備等を毀損する恐れのある行為は一切禁止する。
- 天守閣前広場を利用する場合は、別途和歌山市（和歌山城整備企画課）と協議すること。
- その他、財団、和歌山市の指示に従うこと。

別表 1 (第 9 条関係)

種別	利用時間	利用料金
基本料金	17:30~20:30	17,000円 〔職員2名分の人件費 事務局手数料〕
天守閣入場料に相当する料金 (運営スタッフ分を除く)		和歌山城条例別表(第6条関係)個人の項に記載の金額を準用した額もしくは4,100円のいずれか高い額 〔大人 410円 ×人数 小人 200円〕
備考 利用時間は、最大でも利用日当日の22時00分までとする。 職員2名を超える配置が必要な場合は、別途職員1人につき、7,500円を加算する。 上記時間帯での利用によりがたい場合は、別途財団の積算による金額を加算する。 電気料金等については、使用する機器の定格電力により、別途積算実費を徴収する。		

別表 2 (第 9 条関係)

区分		割合
1	100,000円以上の体験商品等を販売するもの。	100分の100
2	ア 入場料等を徴収するもので、1人当たりの徴収額の最高額が3,000円以上のもの。	100分の30
	イ 入場料等を徴収するもので、1人当たりの徴収額の最高額が4,000円以上のもの。	100分の40
	ウ 入場料等を徴収するもので、1人当たりの徴収額の最高額が5,000円以上のもの。	100分の50
	エ 入場料等を徴収するもので、1人当たりの徴収額の最高額が7,500円以上のもの。	100分の75
	オ 入場料等を徴収するもので、1人当たりの徴収額の最高額が10,000円以上のもの。	100分の100
備考 実施する事業の区分が1又は2のいずれかによりがたい場合は、利用料金の額の高い区分により積算する。 本表記載の割合を乗じた額に1円未満の端数が生じる場合は、1円未満の端数を切り捨てる。		

別紙事例

天守閣の貸切利用の対象となる事業の例（第7条関係）

（対象となるもの）

- 和歌山・和歌山城の歴史や成り立ち等の講座、見学会、研究会等に利用するもの
- 検証が足りない学説等の検証行為
- 生け花や絵画、美術品等の展示、販売に利用するもの
- 音楽会、演奏会、上映会、コンサート等で、過剰な装飾、過激な演出、騒音を伴わないもの
- 着物や和装を用いた式典等の会場として利用するもの
- 刀剣や着付け等の日本の歴史や文化の体験に利用するもの
- コスプレ撮影会等で、過度な肌の露出等を伴わないもの
- 市内観光の一環で夜間の和歌山城天守閣への入場を伴うもの
- 番組撮影、動画配信等で、施設の損傷や特定個人の誹謗中傷、公序良俗に反する内容を含まないもの
- 飲食を伴わないレセプション、商談会等の会場として利用するもの

（対象とならないもの）

- ×天守閣内での飲食を含むもの
- ×奇祭の再現や施設への汚損を伴う現代アート等の展示に利用するもの
- ×フリースタイルラップ等で特定個人への誹謗中傷を含むもの
- ×猫カフェ等のような動物の持ち込みを伴うもの（盲導犬を除く）
- ×スポーツ鬼ごっこのような天守閣内を走る行為を含むもの
- ×動画やSNSでの配信等を目的とするもの以外のもので、個人（家族や友人同士）で私的に利用するもの

禁止行為の例（第8条関係）

1 和歌山城の文化的価値や品位を傷つけ、正しい理解を妨げるおそれのあるもの

- ×飲酒・飲食行為 ×ハラスメント行為 ×差別行為 ×暴力や危険を伴う行為
- ×射幸心を煽る行為 ×脱法行為 ×性的な行為 ×寄附等の呼びかけ ×特定団体等への勧誘
- ×加虐、被加虐行為 ×衛生的でない行為 ×他人への迷惑行為 ×これらを煽る行為
- ×その他公共空間に相応しくない行為
- ×歴史的事実の歪曲、誤解に繋がるような内容を流布するもの

2 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの（ただし、宗教活動については、形式的又は儀礼的に行うものを除く）

- ×政治集会 ×デモ行為 ×署名運動

(参考資料 和歌山城天守閣条例より抜粋)

(入場等の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒絶し、又は退場させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者
- (3) 建物、資料その他の物品(以下「施設」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (4) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第11条 和歌山城においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれがある行為(少数のカセットコンロやキャンドルの使用については、所管消防署との協議内容により利用できる。)
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になるおそれがある行為
- (3) 施設を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで広告類を掲示し、又はまき散らすこと。
- (5) 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- (6) 飲食し、又は喫煙すること。
- (7) 許可を受けないで寄附を募り、又は物品を販売し、若しくは提供すること。
- (8) その他管理上支障がある行為

(損害の賠償)

第12条 何人も、施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

様式第 1 号 (第 1 1 条関係)

和歌山城天守閣の貸切利用申請書

年 月 日
(年)

公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団
理事長 様

住所 (所在地)

主催団体名

代表者名

和歌山城天守閣の貸切利用を次のとおり申請します。

なお、利用 (変更) 申請にあたっては、「和歌山城天守閣の供用時間外の貸切利用に関する運用方針」の内容を遵守すると共に、(公財) 和歌山市文化スポーツ振興財団の指示に従います。

実施事業名			
事業概要			
貸切利用年月日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
予定入場者数	人 (内 訳 大人 人、小人 人、その他 人)		
入場料の徴収又は体験商品等の販売の有無	有 ・ 無	入場者 1 人当たりの徴収額の最高額	円
		体験商品等の販売額	円
事業種別及び和歌山城の文化振興、観光振興に寄与する理由 (該当するものに☑)	本事業は、文化振興又は観光振興若しくは和歌山城のにぎわい創出に寄与するもので、市のシンボルである和歌山城に相応しい事業であり、次の事業に該当します。 <input type="checkbox"/> 文化事業 <input type="checkbox"/> 高付加価値事業 <input type="checkbox"/> その他和歌山市への誘客、経済効果が見込まれる事業 (理由)		
担当者及び連絡先			

○添付資料 事業計画書

利用場所を示す図面 (電気機器等を使用する場合は定格電力量等を記入)

その他

様式第2号（第12条関係）

和歌山城天守閣の貸切利用承認書

年 月 日
(年)

様

公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団
理事長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで提出のあった和歌山城天守閣の貸切利用申請について、次のとおり承認します。

実施事業名	
貸切利用年月日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
予定入場者数及び 入場料に相当する料金	人 円 内訳 (大人 人、小人 人、その他 人)
実際の入場者数及び 入場料に相当する料金	人 円 内訳 (大人 人、小人 人、その他 人) ※当日現場職員の確認・記入を受けること。
貸切利用料 ※印は消費税及び地方消費 税額を含まない	円 (うち、消費税及び地方消費税の額 円) ※追加で配置する職員数 人分の料金 円を含む。 ※時間延長 時間分の料金 円を含む。
その他参考事項	
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙「遵守事項」及び財団職員の指示、関係法令を遵守すること。 ・貸切利用中は、この承認書を携帯すること。 ・施設又は当事者又は第三者に被害が生じた場合は、財団及び和歌山市は一切の責任を負わないものとし、申請者において補償すること。 ・貸切利用後は清掃・整理・整地を行うこと。 ・車は必ず近隣の駐車場へ停めるか、公共交通機関等を利用すること。 ・貸切利用日における、和歌山県感染拡大予防ガイドライン等の内容を遵守すること。

* 支払済の料金は還付できません。

* 予定入場者数を上回る入場があった場合は、実際の入場者数に係る入場料に相当する料金を請求します。